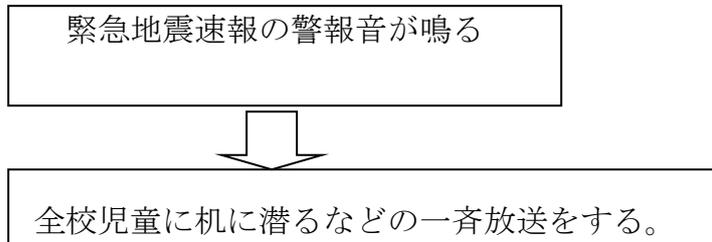


地震発生時の対応

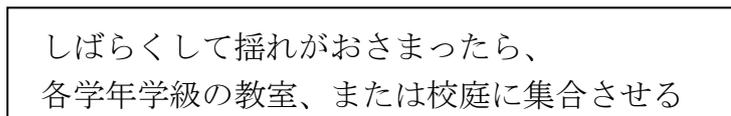
I 緊急地震速報が入ったときの対応

職員室にいる職員は、携帯電話などの緊急地震速報の警報音が鳴ったら、画面を見て、次のような手順で知らせる。

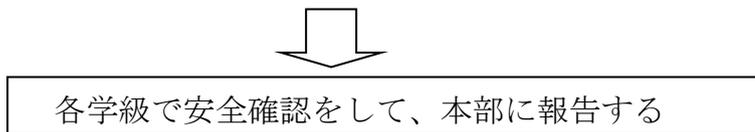


児童は、すぐに物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる。

職員は、自分の安全を確保しながら、児童の行動を支援する。



様々な気象条件や、その時の児童の居場所などを配慮し、本部において、集合場所を教室か校庭か判断し、放送を入れ避難を開始する。



ただし、震源からの距離が近い場合は、緊急地震速報よりも、地震の揺れのほうが速く到達することもある。その場合は次のことが大切である。

- (1) 緊急地震速報がなくても、大きなゆれを感じたら、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せることを指導する。（緊急地震速報による訓練を積み重ねることによって身についてくる）
- (2) 地震の揺れが先にきた場合でも、緊急地震速報の警報音を流す。そのことによって、不安感を解消することができる。
- (3) 平素から、自分の判断で身の安全を確保できることをねらいとして指導する。

II 避難行動のモデル

	警報、指示など	児童の回避行動
校舎内	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報「ポロンポロン」の警報 ・緊急退避の指示 ・揺れがおさまり、安全確認の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がいる場所で、頭上の落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・落下物、転倒物、移動物のない場所にすぐ移動し、回避行動をとる。 教室の机の下、廊下の太い柱の近く、椅子の下など ・ガラス窓の近くには行かない。 ・指示により、安全確認のために教室または、校庭等安全な場所へ速やかに移動する。
校舎外	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報「ポロンポロン」の警報 ・緊急退避の指示 ・揺れがおさまり、安全確認の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がいる場所で、落下物や転倒物がないか即座に判断する ・校舎、体育館、倉庫などの建物、遊具等から離れる。 ・校庭等広い場所の中央にしゃがむ ・放送等の指示を待つ。 ・地割れ、倒壊物、落下物等がないか周りの状況を把握する。 ・校舎内には絶対戻らない。 ・指示により、安全確認のために教室または、校庭等安全な場所へ速やかに移動する。
遠足・宿泊行事	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用時は、係員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・係員指示を待つ。 ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」は常に考える ・道路に出るときは、十分気を付ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施 ・宿舎では、宿舎係員または教員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎の安全状況を確認し、いつでもどこでも回避行動がとれるように考えておく ・自分がいる場所で、頭上の落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・落下物、転倒物、移動物のない場所にすぐ移動し、回避行動をとる。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・指示はない。 ・大きな揺れを感じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、電線、屋根瓦の落下等危険がないか、塀など転倒物はないか、状況を把握する。 ・「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」場所に身を寄せる。 ・公園等広い安全な場所に避難する。 ・自宅か学校のどちらか近い方に向かう。自宅に行っても一人になる場合は、学校に向かうとよい。

Ⅲ 保護者への児童の引渡し等

(1) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）の対応

東海地震に関する予知情報（警戒宣言）が発せられた場合は、次のように保護者への引渡しを行う。

① 在校時

- ・ 直ちに授業を打ち切り、保護者への引渡しの準備をする。
- ・ 可能な限り、一斉送信メールで保護者に連絡を取る。
- ・ 保護者は、報道などで「東海地震予知情報」（警戒宣言）が発せられたことを知り、学校に児童を引き取りに向かう。
- ・ 各学級の教室で児童を校庭に避難させ、保護者又は代理人に引き渡して帰宅させる。保護者に引き渡すまでは、学校で保護する。

② 校外指導時

- ・ 宿泊を伴う場合は、地元の官公庁等関係機関と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校と連絡をとり、校長は区教育委員会に報告するとともに、保護者へも周知する。
- ・ 宿泊を伴わない場合は、地元の官公庁と連絡をとり、即時帰校の措置をとる。
帰校後、前記在校時と同様の措置をとる。ただし、交通機関等の状況により帰校が危険と判断される場合は、適宜必要な措置をとる。また、強化地域内の場合は、地元の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。

② 「あいキッズ」などに児童がいる場合は、教育委員会の所管のマニュアルに従う。

(2) 大規模地震発生時の対応

児童が在校時に大規模な地震が発生した場合、保護者への引渡しを次のように行う。

① 学校を含むエリアの震度が「震度 5 弱」以上と報道された場合は、児童は学校で待機させ、保護者に引き渡す。

この場合、保護者は報道機関の震度情報により判断し、児童を引き取りに来校する。学校は、保護者が引き取りに来校するまでは、児童の安全を確保し学校に待機させておく。

② 学校を含むエリアの震度が「震度 4」以下の場合は、原則として児童は下校させる。ただし、交通機関に混乱が生じていると報道があり、その場合子どもを学校で預かってほしいと予め届のあった児童は、保護者の迎えがあるまで学校で預かる。

この場合、保護者は報道機関の情報により、交通機関の混乱等について把握し判断する。

① 学校からの情報については、一斉送信メールやホームページ等で知らせる。

② 引き渡し方法については、「東海地震予知情報」発令時に準ずる

③ 「震度 4」以下で、児童を下校させる場合は、念のために通学路を点検し、安全を確保して下校させる。状況に応じて以下のとおり、全員下校の体制をとる。

- ・ 担任は下校における注意事項を指導する。
- ・ 学校長は放送により、余震発生時の避難行動と安全な下校について、注意事項を話す。
- ・ 担任はあいキッズと学童へ行く児童を廊下に並ばせ、養護教諭や専科教諭が上の階から児童を引き取り、誘導し、保健室、計測室で児童を確認後、それぞれへ誘導する。

- ・副校長の放送で、全校児童を下校させる。
- ・全教職員で決められた方面ごとに分かれ、児童の下校を細部に至るまで見守る。
- ・6年生より順番に下校を開始する。ただし兄弟姉妹は一緒に下校させる。
- ・児童の下校を見守り、完了した後もしばらく周辺の様子を見て回り、学校へ戻る。
- ・帰校した職員から副校長へ方面ごとに児童の下校状況を報告する。
- ・職員全員が戻ったところで、下校についての情報交換を行い、校長より今後の予定について確認する。

(3) 事後の対応

- ①情報の整理と今後の対策
- ②保護者、地域への説明
- ③報告書の作成
- ④反省・総括・今後の計画策定の見直し
- ⑤児童への心のケア